

はじめに

- ・今後、日本経済が、GDP600兆円経済に向けて、さらなる飛躍を遂げるためには、社会全体でイノベーションを起こし、生産性の向上を通じて、持続的な発展に向けた経済の好循環を実現することが必要。政府方針である「経済再生なくして財政健全化なし」に基づき、様々な改革を実施。
- ・Society 5.0実現は政策の核。グローバル経済の変化にも対応し、デジタル技術により企業の生産性を向上させ、経済再生に資する制度を構築。
- ・今次改正では、企業の国際競争力を強化し、経済再生に資する連結納税制度の見直しや税務手続の簡素化・デジタル化のさらなる充実等が極めて重要。
- ・本年10月からの消費税率の引き上げは、全世代型社会保障制度の構築、財政健全化の観点から極めて重要。今後、社会保障制度については、給付と負担のあり方を中心とした改革を急ぐとともに、中長期的な持続可能性の確保に向けて、歳入システムを含めた検討が必要。
- ・年末にかけて景気の下振れリスクが顕在化する場合には、税を含め機動的なマクロ経済政策を検討。

令和2年度税制改正に関する提言

1. Society 5.0の実現に向けた企業の生産性向上に資する税制措置の整備

- ・主要先進国の法人実効税率の引き下げを踏まえ、日本企業の国際競争力を強化し、経済再生に資する観点から、実質的な税負担の軽減を伴うかたちで、法人実効税率について早期に OECD 主要国平均・アジア近隣諸国並みの 25%程度とすべき。あわせて、研究開発税制も拡充。

(1) 企業の競争力強化に資する連結納税制度の見直し

- ・機動的な事業ポートフォリオの組み換え等による効率的なグループ経営を可能とし、日本企業の国際競争力を強化し、経済再生を実現する観点から見直し。簡素化は歓迎するが、新制度に移行する場合、これまで連結納税制度を採用していた企業に不利益が生じないものとするべき。
- ・現行、実務負担が大きい点は地方税も含めた修正に伴う作業。グループ一体経営に即した課税という連結納税の趣旨を体現するグループ調整計算を維持し、そのうえで修正の他の連結法人への影響は遮断するというあり方を検討すべき。研究開発税制や外国税額控除でグループ調整計算を無くすことはあってはならず、受取配当益金不算入(国内・海外)の持分判定も調整計算を必ず維持すべき。
- ・一定の条件のもと、開始・加入時の時価評価課税や欠損金の利用制限を緩和する方向に賛成。親会社の開始前欠損金はグループ全体の所得からの繰越控除を維持すべき。
- ・システム開発や企業の準備のスケジュール等も踏まえ、1~2年程度との期間にとらわれることなく、十分な移行期間を確保すべき。

(2) 税務手続の簡素化・デジタル化

- ・消費税の申告期限を法人税の申告の延長期限と平仄をあわせるかたちで延長すべき。
- ・電子申告義務化の残された課題に取り組むとともに、共同収納の対象税目の拡充等、税務手続のさらなるデジタル化の推進。

(3) ベンチャー企業とのオープンイノベーションや Society 5.0の実現に資する投資を促進する税制の検討

- ・事業会社・コーポレートベンチャーキャピタル(CVC)等によるベンチャー投資への実効性ある支援措置を整備。

2. 法人課税の諸課題

(1) 地方法人課税改革

- ・償却資産に係る固定資産税の抜本的見直し。
- ・電力・ガス供給業の小売自由化・法的分離により、収入金課税を適用する根拠が失われているため、見直しを今次改正で確実に実現すべき。

(2) 事業再編・企業間連携のさらなる促進

- ・長期保有土地等に係る特定事業用資産の買換特例は、買換の類型に関わらず、制度を堅持・延長・拡充。
- ・自社株対価 M&A の本則化の検討。事業の組み換えを行った場合、譲渡益に対する課税の繰り延べ措置を創設することを検討。

(3) 賃上げ・生産性向上のための税制等 適用要件の緩和、対象の拡充等。

(4) 印紙税の廃止・負担軽減 少なくとも工事請負契約書・不動産譲渡契約書の特例は延長。

(5) 特例措置の延長・拡充 海外投資等損失準備金、金属鉱業等鉱害防止の延長・拡充、異常危険準備金制度の拡充、外航船舶の圧縮記帳の延長等。

(6) その他 会社法改正に伴う所要の措置、原料用途免税の本則非課税化、国際連帯税の導入反対、大学への寄附促進のあり方の検討。

3. 国際課税の諸課題

(1) BEPS 勧告の国内法制化に関する課題等

① 外国子会社合算税制の見直し

- ・能動的な事業に係る所得(ユーザンス等)を部分合算課税から除外。
- ・キャピタルゲイン特例の要件の見直し。合算時期の見直し。

② 移転価格文書化につき、最終親会社等届出事項の提出期限の延長。

(2) 租税条約ネットワークの充実

- ・租税条約の締結・改訂の推進、対応的調整規定、仲裁規定の導入。

(3) 経済の電子化に伴う課税のあり方を見直し

- ・各国の一国主義的な売上への課税には懸念。OECD・G20 の主導による長期的解決策の提示が極めて重要。
- ・第1の柱(利益配分ルール)では、対象範囲を絞り込んだうえで、市場国への追加的な利益配分は穏当なものとし、多国間を含め二重課税を防止・排除(仲裁規定の導入を含む)。事務負担の軽減も重要。
- ・第2の柱(ミニマム課税)は企業の海外展開を阻害するため、導入は慎重に検討。簡素な制度とし、実態ある事業に関わる能動的所得は対象から除外。外国子会社合算税制も抜本的に簡素化。

4. 環境・エネルギー関係諸税

- ・地球温暖化対策税は廃止を含め抜本的に見直し/新たな炭素税等の導入によるカーボン・プライシングの強化に反対。
- ・非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長。
- ・石油関係諸税の負担軽減、航空機燃料税に係る軽減措置の延長。
- ・省エネ再エネ高度化投資促進税制の延長・拡充。

5. 住宅・都市・土地税制

- ・新築住宅に係る固定資産税の軽減措置の延長。
- ・居住用資産の買換え・売却に伴う特例の延長。
- ・国家戦略特区に関する特例の延長・拡充。
- ・都市のコンパクト化推進やスポンジ化対策のための支援措置の延長。

6. 自動車関係諸税

- ・新たなモビリティ社会や環境負荷の低減も念頭に置きつつ、自動車関係諸税を簡素化、欧米諸国と比べ過重なユーザー負担を軽減。
- ・通商問題が激化するなかで、影響緩和を目指す。
- ・「当分の間税率」の早急な廃止。

7. 金融・証券・保険税制

- ・NISA(一般NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA)の投資可能期間及び非課税保有期間の恒久化。開始時期に関わらず、投資可能期間(一般NISA及びジュニアNISAは5年、つみたてNISAは20年)を確保。
- ・上場株式等の相続税評価額の見直し。
- ・金融所得課税のさらなる一元化。生命保険料控除制度の拡充。

8. 年金税制

- ・退職年金等積立金に係る特別法人税について、課税の再開はあってはならない。制度の廃止、少なくとも凍結措置を延長すべき。
- ・確定拠出年金制度の拡充。